

フランク国王即位儀礼書における権標「剣」について

船 木 順 一

はじめに

カロリング朝フランク王国において、メロヴィング期には挙行されていなかった塗油儀礼が国王即位式に導入される⁽¹⁾。塗油はキリスト教儀礼であることから、聖油を注ぐ聖別主祭者 (consecrator) は聖職者に限られた。それにより、聖職者は国王即位式において、単なる参席者ではなく必要不可欠な存在になった。その後、東西両フランク王国の教会はそれぞれ国王即位儀礼書 (『儀礼書』と略記)、すなわちエルトマン祭式書⁽²⁾、東フランク祭式書⁽³⁾を起草する。両祭式書は起草者、起草場所が不詳であり、はっきりとした成立年もわかっていないが、凡そ10世紀初頭の起草であると想定されている。そこには新国王への請願 (問いかけ) とそれに対する応答 (約束)、戴冠儀礼などの世俗に起源を持つ諸儀礼、そして国王選挙行為も盛り込まれた。後者について、即位式の参席者たちは新国王の誕生を、エルトマン祭式書では、「われらは汝を天主として賛美し奉る (Te Deum laudamus)」を歌って⁽⁴⁾、東フランク祭式書では、「かくあれ、かくあれ、アーメン (Fiat, fiat. Amen)」と言葉を発して⁽⁵⁾、賛同の意を示した。したがって、『儀礼書』の起草は国王即位式全体をキリスト教儀礼にする、教会の表明として捉えることができるであろう。

『儀礼書』では、王冠以外の権標 (insignia) も新国王に渡された。本稿はそうした権標のひとつに挙げられる剣を考察対象に取り上げる。剣の表記は、前述したエルトマン祭式書では *gladuis*、東フランク祭式書では *ensis* である。何故、両者の表記が異なるのか。それぞれの表記の根拠を示したい。この試みは東西フランク教会における相違の一端を解明することに繋がるであろう。

1 西フランク国王の権標「剣 (spata)」の存在

ランス大司教ヒンクマルは剣が権標のひとつであることを明確に記述している。彼は自筆の『サン・ベルタン年代記』877年の項で、次のように記した。「リキルデイス (シャルル禿頭王の妃) はルイ (王息) のいるコンピエーニュに向かい、聖アンドレアのミサで (国王シャルルの) 指示を彼 (ルイ) に伝えた。それによると、彼の父が死ぬ前に、王国及び王国を授けることになる聖ペトロの剣と呼ばれし剣 (spata)、さらに金と宝石から成る国王の衣装及び王冠と杖を、彼 (ルイ) に渡したのであった (Richildis Compendium ad Hlodicum veniens, missa sancti Andreae attulit ei praeceptum, per quod pater suus illi regnum ante mortem suam tradiderat, et spatam quae vocatur sancti Petri, per quam eum de regno revestiret, sed et regium vestimentum et coronam ac fustem ex auro et

gemmis.)」⁽⁶⁾この記述から権標として聖ペトロと呼ばれた剣が存在していたことがわかる。注目すべきことはその剣がspataと表記されていることである。権標としての剣（spata）の存在は、同じく『サン・ベルタン年代記』879年の項でも見られる。「さて、彼（ルイ吃音王）自身は非常に難儀をしてジュアル（Jouarre）修道院を経てコンピエーニュに到着し、死ぬことが免れえないと思い、ボーヴェ司教オドーと伯アルプインを通して王冠と剣（spata）そして国王が身につけるその他の品々を息子ルイに送り、随行者たちに彼を塗油し戴冠して国王にすることを命じた。

（Ipse autem cum magna difficultate per Iodrum monasterium Compendium venit, et sentiens se mortem evadere non posse, per Odonem Belgivacensem episcopum et Albuinum comitem coronam et spatam ac reliquum regium apparatus filio suo Hludowico misit, mandans illis qui cum eo errant, ut eum in regem sacrari ac coronari facerent.）」⁽⁷⁾ここでは単に剣（spata）と表記されているので、これが聖ペトロの剣と同一であるかについては若干の疑いがあるかもしれないが、権標としてのspataであることには変わりない。このように『サン・ベルタン年代記』の記述はシャルル禿頭王から三代にわたり、剣（spata）が権標として存在したことを知らせている。しかし、このspataが国王即位式で新国王に渡されたという記述は見あたらない。ヒンクマールは877年ルイ2世の国王即位式についての式次第（877年オールドー）を起草した⁽⁸⁾。彼は権標である聖ペトロの剣（spata）の存在を知っていたのに、何故877年の即位式で授受する権標に剣を含めなかったのか。即位式において、父王から送られた権標spataを新国王へと渡すことはその参席者たちに王位継承の正統性を印象づけたであろう。後で取り上げる東フランク祭式書では、国王予定者は帯剣して式場である教会に入場する。西フランク王国でも同様に国王予定者が帯剣して即位場所に入場したなら、剣の授受は省かれ得るかもしれない。しかし、この解釈は推測の域を出ないし、説得力も弱い。ここでは、権標としてspataが存在したこと、実際の国王即位式では剣の授受が行われなかったことが確認できれば充分である。

2 エルトマン祭式書における剣の表記

エルトマン祭式書は877年オールドーの式文及びその構成に基づくが、それに新たに権標（指輪、剣、杖）の授受に関する式文が加えられた。権標は新国王に先ず、指輪と剣（追加）が渡され、次に王冠と笏（877年オールドー）そして杖（追加）の順で渡された。

指輪は以下の祈禱文が述べられながら、新国王の指にはめられる。「敬虔な信仰の印である指輪を受けよ。これにて、あなたはあらゆる異端を遠ざけ、（それを）持ち続けることによりカトリックの信仰とひとつに結ばれることを知るであろう。（祭式書、第6項）」⁽⁹⁾「すべての力と栄誉を有する神よ、あなたの下僕N.（名前）にその栄誉が持つ恵深き効力を与えよ。あなたが贈ることで彼はその（指輪の）効力を持ち続け、そして常にあなたを畏敬し、かくしてあなたに気に入られるように努めるであろう。（第7項）」⁽¹⁰⁾

剣が渡される時には、「悪行をなす人たちを罰し、良き人たちを讃えるために、神の祝福でもってあなたに渡される、この剣を受けよ（Accipe hunc gladium）。これにて、あなたは聖霊の力に

より、あなたのすべての敵たちと神の聖なる教会のあらゆる反逆者たちに対して抗い、追い払い、そしてあなたに託された王国を守り、そして神の城を防護することができるであろう。〈後略〉(第8項)」と唱えられる⁽¹¹⁾。

杖の授与に際しては、以下の祈禱文が読み上げられた。「神聖なる導きの印である杖(王杖)を受けよ。弱き者たちをしっかりと結びつけ、動揺する者たちに堅信をもたらし、歪んだ信仰をなす者たちを正し、正しき者たちを永遠なる救済への道に向かわせるように。父と共に聖霊と一体となり、永遠に、力であり、命令である主イエス・キリストが協力して。永遠に誓って。アーメン。(第12項)」⁽¹²⁾

これら三権標の追加は国王を神権的支配者(神により国王とされ、地上における神の代理人としての統治者)として強調する。筆者は、877年以降、非カロリingerが登極したことがこの神権的国王像の強調をもたらしたと考えている⁽¹³⁾。879年ボゾン・ド・ヴィエンヌ(Boson de Vienne)、888年パリ伯ウード(Eudes、オドー(Odo))、二人の非カロリingerが即位式を挙げる。血統権による王位継承を主張できない彼らは、塗油儀礼を挙行して、自らが神権的国王であることを強調し、王位の正当性を主張する。このことは教会にとって有益であった。教会は彼らに神権的国王としての職務を果たすよう、要求できるからである。こうした政治状況の変化において、エルトマン祭式書は起草された。このことは同祭式書を考察する上で看過されるべきでない重要な点である。

さて、剣についての考察を進めたい。ヒンクマールの筆による『サン・ベルタン年代記』の記述から、シャルル禿頭王以降三代にわたって権標として伝授されたspataの存在を知ることができた。だが、エルトマン祭式書の起草者は上述した剣の授受に関する式文において、剣をspataではなくgladiusと表記した。spata表記が使用されなかったのは、非カロリinger王権の誕生による影響が考えられる。ボゾンにしろ、ウードにしろ、カロリング王家で伝授される権標spataとは無縁であった。したがって、同祭式書の起草者が剣のspata表記に固執する必要はなくなっていた。

では、この起草者が同式文で何故剣をgladiusと表記したのか。〔表〕が示すように、聖職者にとり最も重要な聖書において、剣の表記はほとんど、新約においてはすべてがgladiusである。したがって、エルトマン祭式書の起草者が剣をgladiusと表記するのは自然なことに思われる。

〔表〕 ヴルガタにおける剣の記載箇所

※無印はgladius、()付きはensis、[]付きはmucroの記載箇所を示す

旧約聖書

創世記	3:24, 22:6, 22:10, 27:40, 31:26, 34:25, 48:22
出エジプト記	5:3, 5:21, 15:9, 17:13, 18:4, 22:24, 32:27
レビ記	26:6, 26:8, 26:25, 26:33, 26:36
民数記	14:3, 14:43, 21:24, 22:23, 22:29, 22:31, 31:8

申命記	13:15, 20:13, 20:17, 32:25, 32:41-42, 33:29
ヨシュア記	5:13, 6:21, 8:24, 10:11, 10:28, 10:30, 10:32, 10:35, 10:37, 10:40, 11:10, 13:22, 19:47, 24:12
士師記	1:8, 1:25, 3:16, 3:22, 4:15, 7:14, 7:20, 7:22, 8:10, 8:20, 9:54, 18:27, 19:29, 20:15, 20:17, 20:25, 20:35, 20:37, 20:48, 21:10
サムエル記上	13:19, (13:22), 14:20, 15:8, 15:33, 17:39, 17:45, 17:47, 17:50-51, 18:4, 21:8-9, 22:10, 22:13, 22:19, (25:13), 31:4-5
サムエル記下	1:12, 1:22, 2:16, [2:26], 3:29, 11:25, 12:9-10, 15:14, 18:8, 20:8, 20:10, (21:16), 23:10, 24:9
列王記上	1:51, 2:8, 2:32, 3:24, 19:1, 19:10, 19:14, 19:17
列王記下	3:23, 3:26, 6:22, 8:12, 10:25, 11:15, 11:20, 19:7, 19:37
歴代誌上	5:18, 10:4, (10:4), 10:5, 21:5, 21:12, 21:16, 21:27, 21:30
歴代誌下	20:9, 21:4, 23:14, 23:21, 29:9, 32:21, 36:17, 36:20
エズラ記上	9:7
エズラ記下	4:13, 4:17-18
ユディト記	2:16, 5:16, 5:18, 5:28, 6:3-4, 6:6, 7:9, 7:17, 8:19, 9:2, 9:11-12, 13:28, 15:6, 16:6
ヨブ記	1:15, 1:17, 5:15, 5:20, 15:22, 19:29, 27:14, 33:18, 36:12, 39:22, 40:14, 41:17
詩篇	7:13, 36:14-15, 43:4, 43:7, 44:4
箴言	5:4, 12:18, 22:5, 25:18, 32:14
雅歌	3:8, (3:8)
智書	18:16
集会書	22:26, 28:22
イザヤ書	1:20, 2:4, 3:25, 13:15, 14:19, 21:15, 22:2, 27:1, 31:8, 34:5-6, 37:7, 37:38, 41:2, 49:2, 51:19, 65:12, 66:16
エレミヤの哀歌	1:20, 2:21, 4:9, 5:9
バルク書	3:25, 6:14
エゼキエル書	5:1-2, 5:12, 5:17, 6:3, 6:8, 6:11-12, 7:15, 11:8, 11:10, 12:14, 12:16, 14:17, 14:21, 16:40, 17:21, 21:3-5, 21:9, 21:11-12, 21:14-15, 21:19-20, [21:28], 23:10, 23:25, 23:47, 24:21, 25:13, 26:6, 26:8, 26:11, 28:7, 28:23, 29:8, 29:10, 30:4-6, 30:11, 30:17, 30:21-22, 30:24-25, 31:17-18, 32:10-12, 32:20-32, 33:2-4, 33:6, 33:26-27, 35:5, 35:8, 38:4, 38:8, 38:21, 39:23
オセア書	1:7, 2:18, 7:16, 11:6, 14:1
ヨエル書	3:10
アモス書	1:11, 4:10, 7:9, 7:11, 7:17, 9:1, 9:4, 9:10
ヨナ書	4:3, 5:6, 6:14
ナホム書	2:13, 3:3, 3:15
ソフォニア書	2:12
ハガイ書	2:23
ゼカリヤ書	9:13, 11:17
マカバイ記Ⅰ	2:9, 3:3, 3:12, 4:6, 4:15, 4:33, 5:28, 5:51, 7:38, 7:46, 8:23, 9:73, 10:85, 12:48
マカバイ記Ⅱ	5:3, 12:6, 12:22, 14:41, 15:15-16

新約聖書

マタイ福音書	10:34, 26:47, 26:51-52, 26:55
マルコ福音書	14:43, 14:47-48

ルカ福音書	2:35, 21:24, 22:36, 22:38, 22:49, 22:52
ヨハネ福音書	18:10-11
使徒行録	12:2, 16:27
ローマの信徒への手紙	8:35, 13:4
エフェソの信徒への手紙	6:17
ヘブライの信徒への手紙	4:12, 11:34, 11:37
ヨハネ黙示録	1:16, 2:16, 6:4, 6:8, 13:10, 13:14, 19:15, 19:21

ところで、アルクインは教皇ゲラシウス 1 世（位、492－496）の両権論（Zweigewaltentheorie）⁽¹⁴⁾を踏まえて、後の両剣論（Zweischwertertheorie）の議論とは別に、gladius を喩えに使い独自の主張を展開している⁽¹⁵⁾。793 年カンタベリー大司教エテルハルドスに宛てた書簡で以下のように述べる。「俗権と教権（霊的権力）とに分けられ、前者は死の剣を手で、後者は命の鍵を言葉で持ち運ぶ（Divisa est potestas saecularis et potestas spiritalis; illa portat gladium mortis in manu, haec clavem vitae in lingua）」とあり⁽¹⁶⁾、俗権は死の剣（gladius）を持つとされている。さらに 802 年、彼は同大司教に宛てた書簡で「聖権と王権とに分けられる。前者は天国の鍵を言葉で、後者は罪人たちを罰するために剣を持ち運ぶ（Divisa est sacerdotalis atque regalis potentia. Illa portat clavem in lingua caelestis regni, iste gladium ad vindictam reorum）」と述べる⁽¹⁷⁾。ここでは、王権は剣（gladius）を持つ、と明示されている。そして、アルクインは 799 年カール 1 世（大王）に宛てた書簡において、「神の力がこの二つの剣によってあなたの敬重されるべき卓越さを左右の手に装備させ、それらによってあなたは称賛に値する勝利者で榮譽ある凱旋者となる（His duobus gladiis vestram venerandam excellentiam dextra levaque divina armavit potestas; in quibus victor laudabilis et triumphator gloriosus existis.）」と説く⁽¹⁸⁾。彼は神に由来する両権力を 2 本の gladius に喩えたのである。エルトマン祭式書の起草者は上述の第 8 項において「神の祝福でもってあなたに渡される、この剣を受けよ（Accipe hunc gladium）」と記した。両者は gladius が神に由来するものという前提的な認識で一致している。後述するが、東フランク祭式書の式文には、剣が神により渡されるといった内容の文言は見あたらない。アルクインと同起草者のこうした脈略を念頭におき、ヒンクマールが 877 年オルドーにおいて、剣の授受を取り入れなかったことについて再考したい。当代きつての博学者である彼が、両権力に関する剣（gladius）の喩えを知らなかったとは考えにくい。877 年ルイ 吃音王の即位式に剣の授受が举行された場合、当然シャルル禿頭王が権標として提示した spata が使用されたであろう。しかし、即位式で剣の授受は行われなかった。このことはヒンクマールが国王には gladius を渡すべきだと考えていたことを示す。そう考えていたが故に、ヒンクマールは剣の授受を行わないことで、spata の使用を回避した、と推断してよいであろう。

3 東フランク祭式書における「剣」の表記

東フランク祭式書はエルトマン祭式書とほぼ同時期、10世紀初頭の起草が想定される⁽¹⁹⁾。その時期は911年ルートヴィヒ幼童王の死去により東フランク・カロリング王家が断絶し、非カロリングであるコンラート1世の登極時に重なっている。東フランク祭式書の冒頭は、司教が祈禱を唱え、聖職者たちが先導して国王予定者を教会に導く（祭式書、第1－5項）。そして、「君主（*princeps*）として選定された彼は内陣の前で、マントと武具（*pallium et arma*）をはずし（第6項）」、内陣にある祭壇の階段に到るまで進み、「謙譲の気持ちから十字の形で全身を伏して横たわる。（第6項）⁽²⁰⁾」伏礼が済むと、司教から「神の聖なる教会と教会の指導者たちを、かつ彼に正しく敬虔に従うすべての人々を〈中略〉守り導くことを欲するのか（第7項）」との問いかけに、国王予定者は「わたしもそのようにすべてにおいて誠実に行動するであろう（第7項）」と公言する。その後、参席した人々からの賛意歓呼（第7項）⁽²¹⁾、祈禱（第8－9項）を経て、塗油儀礼が挙行される（第10－11項）。そして、即位儀礼は権標の引き渡しへと移る。

最初に、司教から新国王に「（この）剣でもって、上述の言葉に忠実に従って統治することで、王国全体が自分に託されたことを知るように（第12項）」⁽²²⁾と述べながら、剣が渡される。伏礼の前に新国王はマントと武具（*pallium et arma*）をはずしているが、伏礼後、剣とともに腕輪とマントが渡されていることから、*arma*は剣と腕輪を指すと考えられる⁽²³⁾。伏礼前にはずした剣とその後受け取る剣が同一なのかはわからない。いずれにせよ、注目すべきは剣の表記である。それはエルトマン祭式書中の表記 *gladius* とは異なり、*ensis* であった。何故、この表記が使われたのか。東フランク王国において、一般的に剣は *ensis* と表記されたからだ、という推測的解釈は可能である。また、記述史料からはその存在を確認することはできないが、西フランク・カロリング王家に伝授された *spata* に匹敵する剣（*ensis*）が東フランク王国にも存在した、という推測もできよう。しかし、キリスト教の『儀礼書』である東フランク祭式書中で表記された *ensis* に対して、こうした解釈や推測の根拠は稀薄である。

剣は聖書において〔表〕が示すように、他を圧倒して *gladius* と表記されている。しかし、数は少ないが *ensis* という表記も見られる。その箇所注目する。

サムエル記 上

（1）13:22

「こういうわけで、戦いの日にも、サウルとヨナタンの指揮下の兵士はだれも剣（*ensis*）や槍を手にしていなかった。持っているのはサウルとその子ヨナタンだけであった。（*cumque venisset dies proelii non est inventus ensis et lancea in manu totius populi qui erat cum Saul et cum Ionathan excepto Saul et Ionathan filio eius*）」⁽²⁴⁾

（2）25:13

「ダビデは兵に、「各自、剣（*gladius*）を帯びよ」と命じ、おのおの剣（*gladius*）を帯び、ダビデも剣（*ensis*）を帯びた。四百人ほどがダビデに従って進み、二百人は荷物のところにとどまっ

た。(tunc David ait viris suis accingatur unusquisque gladio suo et accincti sunt singuli gladio suo accinctusque est et David ense suo et secuti sunt David quasi quadringenti viri porro ducenti remanserunt ad sarcinas)」⁽²⁵⁾

サムエル記 下

(3) 21:16

「ラファの子孫の一人イシュビ・ベノブは、三百シュケルの重さの青銅の槍(剣、ensis)を持ち、新しい帯びを付けて、ダビデを討つ、と言った。(Iesbidenob qui fuit de genere Arafa cuius ferrum hastae trecentas uncias adpendebat et accinctus erat ense novo nisis est percutere David)」⁽²⁶⁾

歴代誌 上

(4) 10:4

「サウルは彼の武器を持つ従卒に命じた。「お前の剣(gladius)を抜き、わたしを刺し殺してくれ。あの無割札の者どもに襲われてなぶりものにされたくない。」だが、従卒は非常に恐れ、そうすることができなかったので、サウルは剣(ensis)を取り、その上に倒れ伏した。(et dixit Saul ad armigerum suum evagina gladium tuum et interfice me ne forte veniant incircumcisi isti et inludant mihi noluit autem armiger eius hoc facere timore perterritus arripuit igitur Saul ensem et inruit in eum)」⁽²⁷⁾

雅歌

(5) 3:8

「すべて、剣(gladius)に秀でた戦士。夜襲に備えて、腰に剣(ensis)。(omnes tenentes gladios et ad bella doctissimi uniuscuiusque ensis super femur suum propter timores nocturnes)」⁽²⁸⁾

(3)(5)の記述を除く、(1)(2)(4)の記述はサウルとダビデ両王が所持した剣について、情報を与える。(1)はサウルが剣(ensis)を身につけていたことがわかる。(2)はダビデが剣(ensis)を帯びていたことを語る。(4)はサウルが死ぬ際に、剣(ensis)が使われたことを記述する。同じく聖書の記述から、サウルもダビデも聖油が注がれている⁽²⁹⁾。つまり、塗油を受けた両王ともensisを所持していたのであった。したがって、東フランク祭式書における剣のensis表記は、聖書におけるこれらの記述に依拠していると考えられる。すなわち、このensis表記はキリスト教的根拠を持つのである。

おわりに

960年頃、マインツの聖アルバン修道院でマインツ定式書〈Mainzer Pontificale〉が作成される⁽³⁰⁾。この定式書はマインツ大司教が執り行う儀礼全般を扱う儀礼書集成である。その中に、マインツ祭式書が所収されている⁽³¹⁾。同祭式書は東フランク祭式書の式文及びその構成を骨格

とし、それに七定式祭式書 (Ordo der Sieben Formeln) が添えられた⁽³²⁾、いわば編集版であった。後者の祭式書は権標の授受に関する式文が、「～を受けよ (Accipe～)」という表現を持つ。この言い回しにより、同祭式書は西フランク系統の祭式書に分類されている⁽³³⁾。マインツ祭式書における剣の引き渡しの式文 (第16項) は上述した当該の東フランク祭式書の式文 (第12項) に、七定式祭式書の祈禱文 (第6項) が添えられてできている。後者の添加された式文は以下の通りである。

「聖なる使徒たちの地位と権威により聖別された司教たちの分外な手から、国王にふさわしく与えられ、私たちの祝別により神の聖なる教会を守るために、神により定められた剣 (gladius) を受けよ。そして、詩篇作者が預言したことを思い出して述べる。この地で、これにて (この剣にて) 正しき力を行使し、不正なる軍勢を力強く滅ぼし、神の聖なる教会と信徒たちを守り保護し、キリスト教徒の敵と言うよりは信仰の下で偽る者たちを呪い滅ぼし、寡婦と孤児たちを慈悲深く助け守り、荒廃から復興を成し遂げ、維持し、不正を罰し、正しき秩序を強固なものとするために、あなたの剣 (gladius) を太股にしっかりと身につけなさい。〈後略〉」⁽³⁴⁾

この添加により、マインツ祭式書の第16項は、ensis と gladius の表記が共存することになった。マインツ祭式書の起草者は両祭式書の原文を尊重したために、剣の表記を統一しなかったのだろうか。これは解明されるべき問題点である。それはさておき、この表記の共存は新国王に渡された剣 (ensis) が「神により定められた gladius」である、という含意を生みだしているように思われる。

註

- (1) 塗油儀礼については、差し当たり以下の研究文献を挙げておく。Bloch, M., *Les rois thaumaturges. Étude sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre.* (Strasbourg, 1924. rééd. Paris, 1983) Appendice III. Les débuts de l'onction royale et du sacre. pp.460-477. Gerald Ellard, S. J., *Ordination Anointings in the western church before 1000 A.D. Monographs of the Mediaeval Academy of America.* No. 8. (Cambridge, 1933). Nelson, J. L., The Lord's anointed and the people's choice: Carolingian royal ritual, in Cannadine, D., Price, S. (eds.), *Rituals of Royalty. Power and Ceremonial in Traditional Societies.* (Cambridge, 1987) pp. 137-180. なお、カロリング朝初代ピピン3世の塗油儀礼をめぐる論争について、大別すると次の論点で議論がなされてきた (1) 聖別主祭者はボニファティウスか否か (2) その塗油は主が王と選びし人への注ぎか、あるいは洗礼または堅信のための注ぎか (3) 塗油の挙行は751年か754年か。この論争に関して次の文献を参照。Schieffer, T., *Winfid-Bonifatius und die christliche Grundlegung Europas*, Freiburg 1954, S. 259f. Jäschke, K.-U., Bonifatius und Königserhebung Pippens des Mittelalter, in *Aus Geschichte und ihren Hilfswissenschaften, Festschrift für Walter Heinemeyer zum 65. Geburtstag*, Marburg (1979) S. 25-54. Jarnut, J., Wer hat Pippin 751 zum König gesalbt? in, *Frühmittelalterliche Studien*. Bd. 16. S. 45-57. Semmler, J., *Der Dynastiewechsel von 751 und die fränkische Königssalbung.* Düsseldorf 2003. メロヴィング朝期の国王即位儀礼に関して、Schneider, R., *Königswahl und Königserhebung im Frühmittelalter. Untersuchungen zur Herrschaftsnachfolge bei den Langobarden und Merowingern. Monographien zur Geschichte des Mittelalters.* Bd. 3. (Stuttgart, 1972) を参照。
- (2) エルトマン祭式書の表題は Incipit ordo ad ordinandum regem (国王を叙品する祭式書) である。現存する

写本はCod. Leningrad Bibliothek Q.V Nr.35. fol. 85r-94v.である。テキストはSchramm, P.E., *Kaiser, König und Päpste. Gesammelte Aufsätze zur Geschichte des Mittelalters*. Bd. II. (Stuttgart, 1968) で参照することができる。

- (3) 東フランク祭式書の表題はIncipit ordo ad regem benedicendum quando novus a clero et populo sublimatur in regnum. (新国王が聖職者と人々によって王位に登極される時の国王祝詞に関する祭式書)である。同祭式書は研究者の間では、Der frühdeutsche Ordoと呼ばれている。筆者はドイツ表記は時期尚早と考え、東フランク祭式書という名称を使用する。現存する東フランク祭式書の写本は三点である。(1) Cod. Ivrea Capit. 86 (=Warmund-Sakramentar, 1001/02) fol. 2v-7v. (2) Milan, Bibl. capit. cod. 53 (saec. XI) fol. 103v-112v. (3) Vaticana, Roma, Bibl. cod. Barb. lat. 631 (Montecassino, saec. XI/XII) fol. 155v-159v u. 162v-163v. 本稿はErdmann, C., *Forschungen zur politischen Ideenwelt der Frühmittelalters*, S. 83-87. のテキストを使用した。
- (4) 〔第3項〕 Deinde alloquantur duo episcopi populum in ecclesia, inquirentes eorum voluntatem. Et si concordēs fuerint, agant Deo gratias, decantantes: Te Deum laudamus. Schramm, P.E., *Kaiser, König und Päpste*, S. 217.
- (5) 〔第7項〕Tunc ergo a circumstante clero et populo unanimiter dicatur: „Fiat, fiat. Amen“. Erdmann, C., op. cit., S. 84.
- (6) *Annales Bertiniani*, a. 877, in *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters*. (=Ausgewählte Quellen). Bd. VI. (Berlin, 1958) S. 256.
- (7) *Ibid.*, a. 879. in *Ausgewählte Quellen*. Bd. VI. S. 274.
- (8) 研究者の間では、特定の国王即位式のために執筆された式文もordoと呼んでいる。本稿では、『儀礼書』と区別して877年オルドーと名付けた。877年オルドーのテキストはJackson, R. A. (ed.), *Ordines Coronationis Franciae: texts and ordines for the coronation of Frankish and French kings and queens in the Middle Ages*. vol. I. (Philadelphia, 1995) pp. 168-172. を参照した。
- (9) 〔第6項〕 Post debet imponi anulus digito illius et tunc dici:
Accipe anulum, signaculum sanctae fidei, per quem scias repellere cunctas hereses, et catholicae fidei perseverabilitati connecti. Schramm, P. E., *Kaiser, Könige und Päpste*. Bd. II. S. 218.
- (10) 〔第7項〕 Sequitur oratio:
Deus, cuius est omnis potestas et dignitas, da famulo tuo N. prosperum suae dignitatis effectum, in quo te munerante permaneat, semperque te timeat, tibi que iugiter placere contendat. *Ibid.*, S. 218.
- (11) 〔第8項〕 Ad gladium tradendum:
Accipe hunc gladium cum Dei benedictione tibi collatum ad vendictam maleficorum, laudem vero bonorum, in quo per virtutem Spiritussancti resistere et eicere valeas omnes inimicostuos et cunctos sanctae Dei ecclesiae adversarios, regnumque tibi commissum tutare atque protegere castra Dei..... *Ibid.*, S. 218.
- (12) 〔第12項〕 Ad baculum dandum:
Accipe baculum, sacre regiminis signum, ut imbecilles consolides, titubantes confirmes, pravos corrigas, rectos dirigas in viam salutis aeternae, cooperante domino nostro Iesu Christo, qui cum Patre in unitate Spiritus sancti est verus et imperium, per omnium sacula seculorum. Amen. *Ibid.*, S. 219.
- (13) 拙稿「西フランク王国における国王即位儀礼書の起草について」『青山史学』第34号(2016年) 19-33頁。
- (14) 両権論はローマ教皇ゲラシウス1世がビザンツ皇帝アナスタシオス1世に宛てた教書に依拠している。
Thiel, Andreas, *Epistolae Romanorum Pontificum Genuinae*. I. Braunsberg (1868), S. 350f.Duo quippe sunt, imperator auguste, quibus principaliter mundus hic regitur: auctoritas sacrata pontificum et regalis potestas. In quibus tanto gravius est pondus sacerdotum, quanto etiam pro ipsis regibus hominum in divino reddituri sunt examine rationem. この世界は二つにより、すなわち聖化された司祭の権威と王的権力によって、統治される。両者においては前者の重みが遙かに大きいと説く。山田欣吾「教会」としてのフランク帝国」『西

洋中世国制史の研究 I 教会から国家へ—古相のヨーロッパ—』創文社 1992年 19-84頁を参照。

- (15) Knabe, Lotte, *Die gelasianische Zweigewaltentheorie bis zum Ende des Investiturstreits. Historische Studien*. Heft 292, Berlin 1936. を参照。
- (16) *Monumenta Germaniae Historica, Epistolarum* IV, S. 48.
- (17) *Ibid.*, S. 413.
- (18) *Ibid.*, S. 282.
- (19) 拙稿「東フランク王国における国王即位儀礼書の起草」『歴史学研究』No.793 2004年 37-50頁及び61頁を参照。
- (20) 〔第6項〕Ibi enim ante chorum designatus princeps pallium et arma depont atque inter manus episcoporum perductus in chorum usque ad altaris gradus incedat, cuncto autem pavimento tapetibus et palliolis contexto, ibique humiliter totus in cruce prostratus iaceat una cum episcopis et presbiteris hinc inde prostratis, ceteris autem in choro letaniam breviter psallentibus, id est XII apostolos ac totidem martyres, concesso et virgines, et cetera usque in finem huic benedictioni convenientia. Erdmann, C., op. cit., S. 84.
- (21) 本稿、註(6)
- (22) 〔第12項〕Postea ab episcopis ense accipiat, ut cum ense totum regnum sibi fideliter ad regendum secundum supradicta verba sciat esse commendatum. Erdmann, C., op. cit., S. 86.
- (23) 本稿、註(22)のテキストに続く〔第12項〕Accinctus autem ense similiter ab illis armillas et pallium baculumque accipiat.
- (24) *Vulgata, Liber primus Samueli*, 13:22, : cumque venisset dies proelii non est inventus ensis et lancea in manu totius populi qui erat cum Saul et cum Ionathan excepto Saul et Ionathan filio eius; 日本語訳は『聖書 新共同訳』日本聖書協会〈東京、1988年〉を引用した。以下、『聖書』と略記 517頁。
- (25) *Ibid.*, 25:13, :tunc David ait viris suis accingatur unusquisque gladio suo et accincti sunt singuli gladio suo accinctusque est et David ense suo et secuti sunt David quasi quadringenti viri porro ducenti remanserunt ad sarcinas; 『聖書』543頁。
- (26) *Vulgata, Liber secundus Samueli*, 21:16, : Iesbidenob qui fuit de genere Arafa cuius ferrum hastae trecentas uncias adpendebat et accinctus erat ense novo nisus est percutere David; 『聖書』598頁。
- (27) *Vulgata, Liber primus Paralipomenon*, 10:4, : et dixit Saul ad armigerum suum evagina gladium tuum et interfice me ne forte veniant incircumcisi isti et inludant mihi noluit autem armiger eius hoc facere timore perterritus arripuit igitur Saul ense et inruit in eum; 『聖書』740頁。
- (28) *Vulgata, Canticum canticorum Salomonis*, 3:8, ; omnes tenentes gladios et ad bella doctissimi uniuscuiusque ensis super femur suum propter timores nocturnes; 『聖書』1219頁。
- (29) サウルの塗油については *Vulgata, Liber primus Samueli*, 10:1に記述されている。tulit autem Samuhel lenticulam olei et effudit super caput eius et deosculatus eum ait ecce unxit te Dominus super hereditatem suam in principem; サムエルは油の壺を取り、サウルの頭に油を注ぎ、彼に口づけして、言った。「主があなたに油を注ぎ、御自分の嗣業の民の指導者とされたのです。『聖書』510頁。ダビデの塗油については *Ibid.*, 16:13に記述されている。tulit igitur Samuhel cornu olei et unxit eum in medio fratrum eius et directus est spiritus Domini in David a die illa et in reliquum surgensque Samuhel abiit in Ramatha. サムエルは油の入った角を取り出し、兄弟の中で彼に油を注いだ。その日以来、主の霊が激しくダビデに降るようになった。サムエルは立ってラマに帰った。『聖書』525頁。
- (30) マインツ定式書の原本は消失している。現存する写本はドイツに16、フランスに9、イタリアに6、イギリスに3、スイスとポーランドにそれぞれ1であり、この分布状況から、この定式書が西欧各地に広く流布していたことがわかる。Andrieu, M.,(ed.), *Les Ordines romani du haut Moyen Age*, (Louvain, 1931) t. I. pp. 494-525.

- (31) マインツ祭式書の表題は *Incipit ordo ad regem benedicendum quando novus a clero et populo sublimatur in regnum*. (新国王が聖職者と人々によって王位に登極される時の国王祝別に関する祭式書) である。主な写本は以下の通りである。(1) Bamberg, Staatliche Bibliothek, cod. lit. 53, fol. 13v-16r. (2) Mont-Cassin, Bibliothèque de l'Abbaye, cod. 451, fol. 60r-63r. (3) Rome, Bibliothèque Vallicellane, cod. D. 5, fol. 54v-57v. (4) Eichstätt, Archives de l'Évêché, Pontifical de Gondekar II, fol. 53v-55v. (5) Pistoie, Bibliothèque Capitulaire, cod. 141, fol. 69v-72v. (6) Lucques, Bibliothèque Capitulaire, cod. 607, fol. 86v-90r. (7) Wolfenbüttel, Herz.-August-Bibliothek, cod. 603, fol. 141v-145v. (8) Vienne (Autriche), Nationalbibliothek, cod. lat. 701, fol. 86r-89r. (9) Vendôme, Bibliothèque Municipale, cod. 14, fol. 45v-49r. マインツ祭式書のテキストは Vogel, C., Elze, R., (eds.), *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle. Studi e Testi*. (= *Studi e Testi*) 226. p. 246-259. で参照することができる。同祭式書の成り立ちについては、拙稿「マインツ祭式書の成り立ちと国王即位の地アーヘン」『青山史学』第23号 (2005年) 229-245頁を参照。
- (32) 七定式祭式書の現存する写本は以下の三点である。(1) Bruxelles, Bibl. royale, codd. 2067-73. (Stablo, saec. XIII) fol. 109v-110v. (2) Milan, Bibl. capit. cod. 53 (Saec. XI) fol. 112r-119r. (3) Vaticana, Roma, Bibl. cod. Barb. lat. 631 (Montecassino, saec. XI/XII) fol. 159v-162v. 七定式祭式書のテキストは以下の文献で参照することができる。(1) Erdmann, C., op. cit., S. 87-89. (2) Vogel, C., Elze, R., (eds.), *Le Pontifical Romano-Germanique du dixième siècle. Studi e Testi*. 226. (Vaticano, 1963) p. 261. (3) Schramm, P. E., *Kaiser, Könige und Päpste. Gesammelte Aufsätze zur Geschichte des Mittelalters*. Bd. III. (Stuttgart, 1969) S. 92. 本章では、詳細なテキストが掲載されているエルトマンの文献を主に参照した。
- (33) 例えば、七定式祭式書の第3項「戴冠儀礼について」は、*Accipe coronam regni*(王国の冠を受けよ)で始まる。以下、つづく同第4, 5, 6項(王笏、指輪、剣の授与)も、同様に「*Accipe*～」表現である。エルトマン祭式書においても、例えば、指輪が授与される時(第6項)の祈禱文は *Accipe anulum* で始まる。他の権標授与(剣、王笏、王杖)の際にも見られる。以上のことから、「*Accipe*～」表現は西フランク系統の祭式書の特徴である。
- (34) *Accipe gladium per manus episcoporum licet indignas, vice tamen et auctoritate sanctorum apostolorum consecratas tibi regaliter impositum nostreque benedictionis officio in defensionem sancte Dei ecclesie divinitus ordinatum, et esto memor, de quo psalmista prophetavit dicens: Accingere gladio tuo super femur tuum, potentissime; ut in hoc per eundem vim equitatis exerceas, molem iniquitatis potenter destruas et sanctam Dei ecclesiam eiusque fideles propugnes ac protegas, nec minus sub fide falsos quam christiani nominis hostes execres ac destruas, viduas et pupillos clementer adiuves ac defendas, desolata restaures, restaurata conserves, ulciscaris iniusta, confirmes bene disposita.....* Erdmann, C., op. cit., S. 88-89.